

引上げ分に係る地方消費税収の使途について

平成27年4月1日から消費税率（国・地方）が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分について、使途を明確化（社会保障施策に要する経費への充当）することとされています。

下記のとおり地方消費税交付金の社会保障財源分につきましては、平成29年度太良町一般会計予算において社会保障施策へ充当しています。

(歳入) 地方消費税交付金 142,814 千円
 うち社会保障財源分 64,828 千円

(歳出) 226,025 千円

(単位：千円)

事業名		経費	財源				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他		
社会福祉	子どもの医療費助成	29,451	6,258	0	78	23,115	消費税交付金 (社会保障財源化分) 14,000
社会保険	杵藤広域圏組合負担金 (介護保険費)	183,312	0	0	0	183,312	39,828
保健衛生	各種健(検)診委託料	13,262	200	0	700	12,362	11,000
合計		226,025	6,458	0	778	218,789	64,828